

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を

改正する条例

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十二の項中「七番街区」を「九番街区」に改め、同表中三十三の項を削り、三十四の項を三十三の項とし、三十五の項から三十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年十一月二十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。